

# 地域就職氷河期世代支援加速化交付金(令和3年度補正予算額 30.0億円)

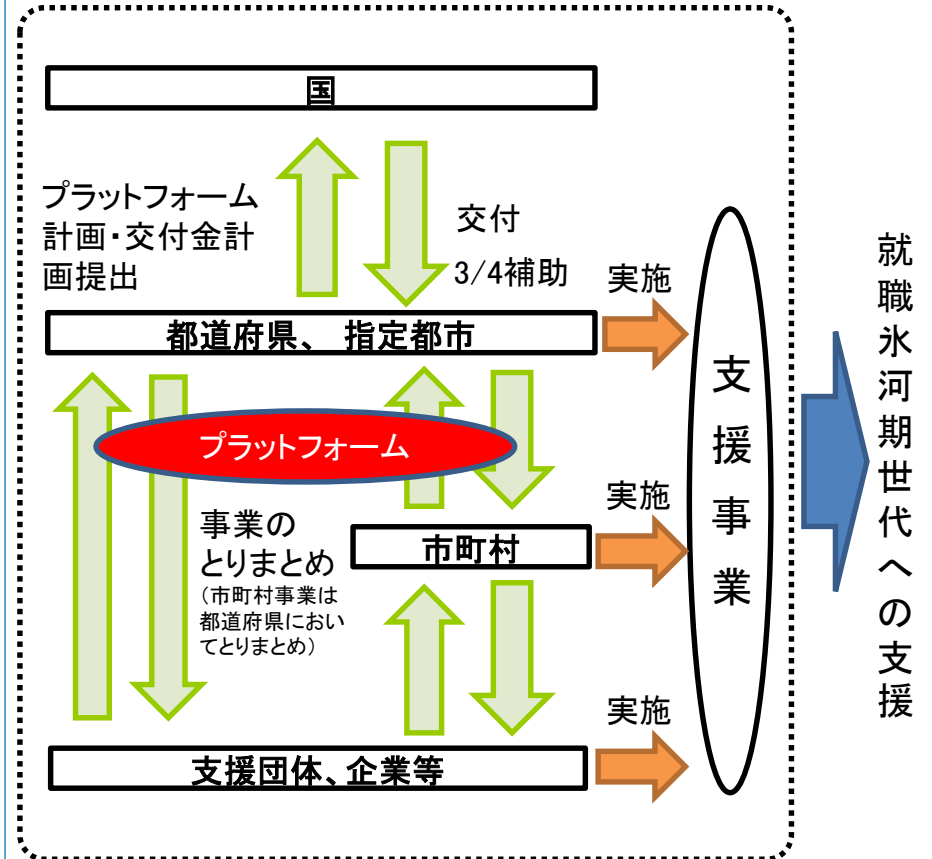
## 事業概要

- 就職氷河期世代支援は、地方公共団体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえ、地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体や支援団体等と連携しながら取組を進めることが重要。
- このため、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体等を強力に後押しするとともに、優良事例を横展開。

## 事業メニュー(交付金対象例)

- 地域における就職氷河期世代の実態調査、ニーズ把握、効果検証
- 伴走型支援の実施
  - ・個別相談、研修、職場実習、合同企業説明会、就職後のフォローアップ等、就職前後の一貫した支援を地域の創意工夫を活かして実施
- 就職氷河期世代のための総合的なオンライン相談窓口の開設
- 多様な働き方や社会参加の場の創出
  - ・就労経験が少ない方、育児等により離職をした方と短時間業務(マイクロワーク)を提供する企業とのマッチング
  - ・ひきこもりがちの方に対する居場所の整備・提供 等
- 社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減
  - ・広域移動時の交通費の支給 等
- 他の国庫補助金等の対象となっている事業の充実・強化 等
  - ・補助対象範囲を超えた相談員の配置や支援人材養成研修の開催
  - ・地方公共団体等独自の事業について、就職氷河期世代支援のための拡充
  - ・正規雇用化に向けた雇用関連助成金の上乗せ 等

## 事業スキーム



事業毎に、重要業績評価指標(KPI)を設定し、その達成状況を事業年度ごとに効果検証、計画期間終了後に事後評価

# 地域における子供・若者支援体制の整備推進（内閣府政策統括官（政策調整担当））

令和4年度予算額 0.54億円（令和3年度予算額 0.45億円）

## 事業概要・目的

### ○目的

子ども・若者育成支援推進法では、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者への支援を重層的に行う「子ども・若者支援地域協議会」（以下「協議会」という）及びワンストップで子供・若者に対する相談に応じる「子ども・若者総合相談センター」（以下「センター」という）について規定されています。

子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月）、こどもに関する政策パッケージ（令和3年11月）を踏まえ、協議会及びセンターの地方公共団体における設置の加速、機能の向上をはじめとした、子供・若者に関する総合的相談・支援体制の確保を図ります。

### ○事業概要

協議会及びセンターの設置促進及び機能向上に向け、会合、研修を開催するとともに、都道府県・市区町村の求めに応じ、アドバイザーによる助言、講師派遣等を実施します。

## 事業イメージ・具体例

### ○協議会及びセンター整備・機能向上事業

支援を希望する地方公共団体を公募・選定し、アドバイザーによる助言、講習会の開催、専門職員の講師派遣等を実施。

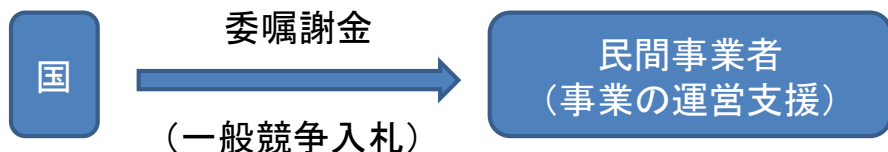
### ○協議会・センター設置に向けた地方キャラバンの実施

協議会・センターがともに設置されていない地方公共団体において、内閣府主催で会議を開催し、関係者に対して支援施策の説明、先進事例の紹介、協議会・センターの設置に向けた相談・助言等を実施。

### ○協議会・センター全国サミットの開催

各地において協議会、センターの運営の中心となっている者が一堂に会し、関係府省による施策説明、各地の協議会・センターが抱える課題の共有及び解決に向けた意見交換等を実施。

## 資金の流れ



## 期待される効果

○各地方公共団体において総合的な支援体制が整備されるとともに、協議会、センター間の全国レベルでの共助が促進され、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者への支援の充実が図られます。

# 地域女性活躍推進交付金（男女共同参画局総務課）

（地域における女性活躍促進に向けた取組に必要な経費）

令和3年度補正予算額 5.3億円、令和4年度予算額 3億円

（令和2年度第3次補正予算額 1.5億円+13.5億円（追加措置）、令和3年度予算額 1.5億円）

## 事業概要・目的

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」において、国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとしてされています。
- 令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」（以下「5次計画」という。）や「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」（以下「重点方針」という。）において、女性が活躍できる地域社会を構築することが、地方創生にとっての鍵であるとの考えの下、地方公共団体が地域の実情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金により支援することとされました。
- コロナの影響やデジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据え、女性人材の育成や成長産業への円滑な移動支援を図っていくことが重要です。
- 5次計画では指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進めることとされており、管理職、更には役員へという女性登用のパイプラインの構築を全国津々浦々に拡げていくことが必要です。
- コロナの長期化により、様々な困難や不安を抱えながらも支援が届いていない女性や女の子が多いため、寄り添ったきめの細かい相談支援を充実させることが不可欠です。
- 「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2021」においても、5次計画及び重点方針に基づき、女性デジタル人材育成や女性に寄り添った相談支援などの取組を推進することとされている。また、令和3年11月に決定した新たな経済対策においても、女性活躍の推進等が記載されています。
- このため、地方公共団体が、地域の関係団体やNPO等の民間団体との連携の下で行う、女性デジタル人材の育成や役員・管理職への女性登用、困難や不安を抱える女性や女の子への相談支援等を地域女性活躍推進交付金により支援します。

## 資金の流れ



## 事業イメージ・具体例

### (1) 活躍推進型 【補助率】2分の1

女性のデジタルスキル取得・向上のための学び直し・教育訓練や当該スキルを活かした再就職・転職、役員・管理職への女性登用のパイプラインの構築等の支援

### (2) 寄り添い支援型プラス【補助率】2分の1

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて就労までつなげていく支援や相談支援

孤独・孤立などの様々な課題・困難に対する寄り添った相談支援やその一環として生理用品の提供、自立支援や就業支援への連携、女性に特化した自立支援・意識向上プログラム 等

### (3) つながりサポート型 【補助率】4分の3

孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用（総事業に占める委託の割合が3/4以上）した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援

NPOによるアウトリーチ型の相談、居場所の提供、生理用品の提供、NPOスタッフ、男女共同参画推進員、民生委員等、相談や支援を行う人材の養成 等

## 期待される効果

地域において、女性デジタル人材や役員・管理職となる女性の育成が進むとともに、コロナ下で困難や不安を抱える女性や女の子に対する寄り添った相談支援が充実します。